## ○財務省告示第二百五十八号

統 計 関 品 税 法 目 表 留昭 を 定 和 め 十 る 等 九  $\mathcal{O}$ 年 件 法 律 昭 第 六 和 + 六 + = 号) 年 六 第 月 百 大 蔵 条 省  $\mathcal{O}$ 告 規 定 示 第 を 実 九 + 施 兀 す 号 る た め、  $\mathcal{O}$ 部 輸 を 出 次 統 計  $\mathcal{O}$ 品 ょ う 目 に 表 改 及 正 び 輸 入

令 和  $\equiv$ 年 月 日 以 後 統 計 に 計 上 さ れ る 貨 物 に 0 1 7 適 用 す る。

令和二年十月三十日

財務大臣 麻生 太郎

改 下、 規 正 定 次 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 欄 対 傍 表 に 象 線 に 規 撂 を ょ 定 り、 げ 付 る L 対 لح た 改 象 部 正 7 う。 規 分 前 定  $\mathcal{O}$ 欄 で ょ に う 改 で 掲 正 改 に げ 前 正 る 改 欄 後 規  $\Diamond$ に 欄 定  $\sum_{}$ に 改  $\mathcal{O}$ ک 傍 れ 正 に れ 前 線 対 に 欄 を 応 付 対 12 す 応 掲 L る す げ た ₽ る る 部  $\mathcal{O}$ ŧ そ 分 を を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ح 撂 を 標 掲 げ 記 れ 7 げ に 部 て 分 順 1 な 1 に 次 な 対 1 ŧ 応 重 1  $\mathcal{O}$ ŧ 傍 す は 線 る  $\mathcal{O}$ は 改 を 付 正 ک れ 後 L を 加 れ た 欄 を 規 に え 削 定 掲 り、 る。 げ 以 る

		段	빔	怱					改 日 酒		
	輸	出統計品目表						輸品	出統計品目表		
[略]						[同左]	]				
統計番	: 무			名	単(	並 統 計	釆	무	品名	単	位
NAC DI E	. 3	пп		-11	I		TEIT	7	ш 41	I	Π
[略]						[同左]	]				
03.01						03.01					
₹		[略]				₹			[同左]		
03.06						03.06					
03.07		軟体動物(生きている	もの、生鮮のもの及び冷蔵	蔵し、冷凍し、乾燥し、		03.07			軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し		
		塩蔵し又は塩水漬けし	たものに限るものとし、	<b>設を除いてあるかない</b> か	7				塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかない。	j2	
		を問わない。)、くん	製した軟体動物(殻を除い	ヽてあるかないか又はく					を問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又は	<	
		ん製する前に若しくは	くん製する際に加熱による	る調理をしてあるかなレ	`				ん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかな	· >	
		かを問わない。) 並び	に軟体動物の粉、ミール	<b>みびペレット(食用に</b> 適	Î				かを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に	窗	
		するものに限る。)							するものに限る。)		
		[略]							[同左]		
0307.11						0307	. 11				
₹		[略]				>			[同左]		
0307.88						0307	. 88				
		-その他のもの(軟体	動物の粉、ミール及びペリ	/ット(食用に適するも					- その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適する	ь	
		のに限る。)を含む	。)						のに限る。)を含む。)		
0307.91		[略]				0307	. 91		[同左]		
0307. 92		冷凍したもの				0307	. 92		冷凍したもの		
		スキャロップ(	いたやがい科のもの。ぺん	ケテン属、クラミュス属	<u> </u>		0	10	スキャロップ(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス)	<u> </u>	
		又はプラコペク	テン属のもの及びいたやり	貝を除く。)_					又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	1	KG
	<u>011</u>	完全に殻を除	いたもの		K	<u>G</u>					
	019	その他のもの			<u>K</u>	<u>G</u>					
	090	その他のもの			K	G	0	90	その他のもの	I	KG
0307. 99		[略]				0307	. 99		[同左]		
03. 08		[略]				03.08			[同左]		
[略]						[同左]	]				

21.01					21.01			
₹		[略]			₹		[同左]	
21. 05					21.05			
21. 06		調製食料品(他の項に該当するものを除く。)			21.06		調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	
2106. 10		[爾各]			2106. 10		[同左]	
2106.90		- その他のもの			2106.90		- その他のもの	
	200	<b>一一豆腐</b>		KG		200	——豆腐	KG
	<u>300</u>	ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養					[新規]	
		補助食品 (小売用の容器入りにしたものに限る。)		KG				
	900	その他のもの		KG		900	その他のもの	KG
[略]					[同左]			
		[解各]					[同左]	
39. 01					39.01			
₹		[解各]			}		[同左]	
39. 25					39. 25			
39. 26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項まで			39. 26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項まで	
		の材料(プラスチックを除く。)から成る製品					の材料(プラスチックを除く。)から成る製品	
3926. 10					3926.10			
₹		[解各]			₹		[同左]	
3926.40					3926.40			
<u>3926. 90</u>		<u>- その他のもの</u>			3926.90	000	-その他のもの	<u>KG</u>
	100	<u>マスク</u>	NO	KG				
	900	その他のもの		<u>KG</u>				
[略]					[同左]			
50. 01					50.01			
₹		[解各]			?		[同左]	
50.06					50.06			
50.07		絹織物			50.07		絹織物	
5007.10		[解各]			5007.10		[同左]	
5007. 20		- その他の織物(絹又はそのくず(絹ノイルを除く。)の重量が全重量			5007. 20		- その他の織物(絹又はそのくず(絹ノイルを除く。)の重量が全重量	
		の85%以上のものに限る。)					の85%以上のものに限る。)	
		他の繊維を交えてないもの					他の繊維を交えてないもの	

		[削除]			<u>110</u>	<u>はぶたえ</u>	SM I	KG
	120	ーークレープ	SM KG		120	ーークレープ	SM I	KG
	190	その他のもの	SM KG		190	その他のもの	SM I	KG
	200	他の繊維を交えたもの	SM KG		200	他の繊維を交えたもの	SM I	KG
5007.90		[略]		5007.90		[同左]		
[略]				[同左]				
58. 01				58.01				
₹		[略]		₹		[同左]		
58. 09				58.09				
58. 10		ししゆう布(モチーフを含む。)		58.10		ししゆう布(モチーフを含む。)		
5810.10		[略]		5810.10		[同左]		
		- その他のししゆう布				- その他のししゆう布		
5810.91		[略]		5810.91		[同左]		
5810.92	000	<u>人造繊維製のもの</u>	KG	5810.92		<u></u> 人造繊維製のもの		
					100	<u></u> 合成繊維製のもの	<u>I</u>	KG
					200	再生繊維又は半合成繊維製のもの	Ī	KG
5810.99		[略]		5810.99		[同左]		
58. 11		[略]		58. 11		[同左]		
[略]				[同左]				
		[略]				[同左]		
63. 01				63.01				
}		[略]		₹		[同左]		
63.06				63.06				
63.07		その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る		63.07		その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る		
		。)				。)		
6307.10		[略]		6307.10		[同左]		
6307.20		[略]		6307. 20		[同左]		
6307.90		<u>その他のもの</u>		6307.90	000	<u>ーその他のもの</u>	Ī	KG
		<u> マスク</u>						
	010	編製のもの	NO KG					
		<u>その他のもの</u>						
	021	N95マスク (米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けたも						

		<u>のに限る。)</u>	NO	KG				1 1
	029	その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
	090	その他のもの		<u>KG</u>				
		[四各]					[同左]	
63. 08					63.08			
₹		[順各]			₹		[同左]	
63. 10					63.10			
[略]					[同左]			
73. 01					73. 01			
₹		[順各]			₹		[同左]	
73. 22					73. 22			
73. 23		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(鉄鋼製のものに			73. 23		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(鉄鋼製のものに	
		限る。)、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、					限る。)、鉄鋼製のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド	
		ポリッシンググラブその他これらに類する製品					、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	
7323. 10	000	- 鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシン			7323. 10	000	-鉄鋼製のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシ	
		ググラブその他これらに類する製品		KG			ンググラブその他これらに類する製品	KG
		- その他のもの					- その他のもの	
7323. 91		[四各]			7323. 91		[同左]	
7323. 92		[四各]			7323. 92		[同左]	
7323. 93	000	ステンレス鋼製のもの		<u>KG</u>	7323.93		ステンレス鋼製のもの	
						100	<u>家庭用品及びその部分品</u>	<u>KG</u>
						900	<u>その他のもの</u>	<u>KG</u>
7323. 94		[四各]			7323.94		[同左]	
7323. 99		[爾各]			7323.99		[同左]	
73. 24					73. 24			
₹		[四各]			}		[同左]	
73. 26					73. 26			
[略]					[同左]			
84. 01					84. 01			
₹		[四各]			?		[同左]	
84. 14					84. 14			
84. 15		エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化さ			84. 15		エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化さ	

	せる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節すること				せる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節すること	
	ができないものを含む。)				ができないものを含む。)	
8415.10	-窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの(一体構造のも		8415.10	000	一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの(一体構造のも	
	の又はスプリットシステムのものに限る。)_				<u>の又はスプリットシステムのものに限る。)</u>	NO
100	<u>小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)</u>	<u>NO</u>				
900	<u>ーーその他のもの</u>	NO				
8415. 20			8415. 20			
?	[略]		>		[同左]	
8415. 90			8415.90			
84. 16		8	4. 16			
₹	[略]		>		[同左]	
84. 42		8	4. 42			
84. 43	印刷機 (第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ	8	4. 43		印刷機 (第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ	
	ーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及				ーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及	
	びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及				びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及	
	び附属品				び附属品	
	[略]				[同左]	
8443.11			8443.11			
>	[略]		}		[同左]	
8443. 19			8443. 19			
	- その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかない				- その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかない	
	かを問わない。)				かを問わない。)	
8443.31	[略]		8443.31		[同左]	
8443.32	[略]		8443.32		[同左]	
8443.39 000	その他のもの	<u>NO</u>	8443.39		その他のもの	
				100		NO
				900	その他のもの	NO
	[略]				[同左]	
8443.91	[略]		8443.91		[同左]	
8443. 99	[略]		8443.99		[同左]	
84. 44	[略]	8	4. 44		[同左]	
84. 45	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸	8	4. 45		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸	

	の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第84.				の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第84.		
	4 6 項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する				46項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する		
	機械				機械		
	[略]				[同左]		
8445. 11				8445. 11			
>	[略]			>	[同左]		
8445. 19				8445. 19			
8445. 20 000	<u>一精紡機</u>	NO	KG	8445. 20	<u>一精紡機</u>		
				100	<u>綿用のもの</u>	NO	) <u>K</u>
				900	その他のもの	NO	) <u>K</u>
8445.30				8445. 30			
>	[略]			>	[同左]		
8445. 90				8445. 90			
84. 46				84. 46			
₹	[略]			₹	[同左]		
84. 87				84. 87			
[略]				[同左]			
85. 01				85.01			
₹	[略]			₹	[同左]		
85. 27				85. 27			
85. 28	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに			85. 28	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに		
	限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若				限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若		
	しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問				しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問		
	わない。)				わない。)		
	[略]				[同左]		
8528. 42				8528. 42			
}	[略]			₹	[同左]		
8528. 69				8528. 69			
	- テレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオ				-テレビジョン受像機器 (ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオ		
	の記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)				の記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.71	[略]			8528.71	[同左]		
8528.72	その他のもの(カラーのものに限る。)			8528.72	その他のもの(カラーのものに限る。)		

		液晶式のもの					液晶式のもの		
	110	小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO		110	小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO
	190	その他のもの		NO		190	その他のもの		NO
		[削除]				200	<u>プラズマ式のもの</u>		<u>NO</u>
	900	その他のもの		NO		900	その他のもの		NO
8528.73		[			8528.73		[同左]		
85. 29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用			85. 29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用		
		する部分品					する部分品		
8529.10	000	- アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品		KG	8529. 10		- アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品		
						100	<u>ロッドアンテナ</u>	NO	<u>KG</u>
						900	その他のもの		<u>KG</u>
8529. 90		[略]			8529. 90		[同左]		
85. 30					85. 30				
₹		[四各]			₹		[同左]		
85. 48					85. 48				
[略]					[同左]				
	輸	入統計品目表				輸	入統計品目表		
[略]	輸	入統計品目表			[同左]	輸	入統計品目表		
[略]			単	位	[同左]			単	位
		入統計品目表 品 名	<u> </u>	位Ⅱ				I	1
			<u> </u>	T				-	1
統計者			<u> </u>	T	- 統 計 番			-	1
統 計 1			<u> </u>	T	-統計番			-	1
統 計 图 [略] 30.01		品 名	<u> </u>	T	統 計 番 [同左] 30.01		品名	-	1
統 計 習 [略] 30.01		品 名	<u> </u>	T	統 計 番 [同左] 30.01		品名	-	1
統計 都 [略] 30.01 { 30.03		品 名	<u> </u>	T	統 計 番 [同左] 30.01 ( 30.03		品 名	-	1
統計 都 [略] 30.01 { 30.03		品 名  [略]  医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもの	<u> </u>	T	統 計 番 [同左] 30.01 ( 30.03		品 名 [同左] 医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもの	-	1
統計 都 [略] 30.01 { 30.03		品 名  [略]  医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小	<u> </u>	T	統 計 番 [同左] 30.01 ( 30.03		品 名 [同左] 医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小	-	1
統計 都 [略] 30.01 { 30.03	5 号	品 名  [略]  医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、	<u> </u>	T	統 計 番 [同左] 30.01 ( 30.03	号号	品 名 [同左] 医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、	-	1
統計 都 [略] 30.01 ( 30.03 30.04	5 号	品 名  [略]  医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、	<u> </u>	T	- 統 計 番 [同左] 30.01 ( 30.03 30.04	号号	品 名 [同左] 医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、	-	1
統計 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	号 号	品 名  [略]  医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)	<u> </u>	T	統計番[同左] 30.01 (30.03 30.04 3004.10	··· 号	品 名  [同左]  医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)	-	1

3004.41 000エフェドリン又はその塩を含有するもの	KG   3004.41  エフェドリン又はその塩を含有するもの   (I	
	<u>. I</u> <u>.)</u> <u>010</u> <u>小売用の形状又は包装にしたもの</u>	<u>KG</u> _(I
	<u>090</u> その他のもの	<u>I</u> .) <u>KG</u> _(I
3004.42 000 <u>プソイドエフェドリン(INN)又はその塩を含有するもの</u>	KG   3004.42    プソイドエフェドリン(INN)又はその塩を含有するもの   . I	.)
		<u>KG</u> _(I
	<u>090</u> <u>その他のもの</u>	<u>.)</u> <u>KG</u> _(I I
3004.43 000ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG   3004.43  ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの   . I	.)
	. <u>1</u> .) <u>010</u> <u>小売用の形状又は包装にしたもの</u>	<u>KG</u>

					09	90	<u>その他のもの</u>	.) <u>KG</u> _(I . I
3004. 49					3004. 49			
}		[ 町各 ]			}		[同左]	
3004.90					3004.90			
30. 05		[略]			30.05		[同左]	
30. 06		[略]			30.06		[同左]	
[略]	I.		-1		[同左]			
		[單各]					[同左]	
39. 01					39. 01			
₹		[略]			}		[同左]	
39. 25					39. 25			
39. 26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項まで			39. 26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項まで	
		の材料(プラスチックを除く。) から成る製品					の材料(プラスチックを除く。)から成る製品	
3926. 10		[略]			3926. 10		[同左]	
3926. 20		- 衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含む。)			3926. 20 00	00	- 衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含む。)	<u>KG</u>
		手袋(厚さが0.20ミリメートル未満のものに限る。)						
	<u>011</u>	塩化ビニルの重合体製のもの	<u>PR</u>	KG				
	012	エチレンの重合体製のもの	PR	<u>KG</u>				
	<u>019</u>	その他のもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>				
	020	ガウン(医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに						
		限る。)	NO	KG				
	<u>090</u>	その他のもの		<u>KG</u>				
3926. 30		[解各]			3926. 30		[同左]	
3926. 40		[			3926. 40		[同左]	
3926. 90		- その他のもの			3926. 90		- その他のもの	
	010	自動車用のシャシばね及びそのばね板		KG	01	10	自動車用のシャシばね及びそのばね板	KG
		その他のもの					その他のもの	
	021	ストリップを織つたもの(両面を <u>全て</u> プラスチックで塗布し、又			02	21	ストリップを織つたもの(両面を <u>すべて</u> プラスチックで塗布し、	

		は被覆したものに限る。)		KG		又は被覆したものに限る。)		KC
		その他のもの			029	その他のもの		K
	022	<u>727</u>	NO	KG				
	029	その他のもの		KG				
[略]				[同左]				
10.01				40.01				
₹		[略]		₹		[同左]		
10.14				40.14				
10. 15		衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム(		40. 15		衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム(		
		硬質ゴムを除く。)製のものに限るものとし、用途を問わない。)				硬質ゴムを除く。) 製のものに限るものとし、用途を問わない。)		
		- 手袋、ミトン及びミット				- 手袋、ミトン及びミット		
4015.11		<u></u> 外科用のもの		4015.11	000	<u>外科用のもの</u>	PR	K
	010	天然ゴム製のもの	PR	<u>KG</u>				
	020	アクリロニトリルーブタジエンゴム (NBR) 製のもの	PR	<u>KG</u>				
	090	その他のもの	PR	<u>KG</u>				
4015.19		その他のもの		4015.19	000	その他のもの	PR	k
		手袋(厚さが0.20ミリメートル未満のものに限る。)						
	011	天然ゴム製のもの	PR	<u>KG</u>				
	012	アクリロニトリルーブタジエンゴム (NBR) 製のもの	PR	KG				
	019	その他のもの	PR	<u>KG</u>				
	090	その他のもの	PR	<u>KG</u>				
4015.90		[略]		4015.90		[同左]		
0.16		[略]		40. 16		[同左]		
10. 17		[略]		40. 17		[同左]		
[略]			,	[同左]				
61. 01				61.01				
₹		[略]		₹		[同左]		
31. 15				61.15				
31. 16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。		61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。		
		)				)		
6116.10		- プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		6116.10		-プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
		綿製のもの				綿製のもの		

	100	毛皮付きのもの	NO	KG		100	毛皮付きのもの	NO	ОК
6210. 10		- 第56.02項又は第56.03項の織物類から成るもの			6210.10		- 第56.02項又は第56.03項の織物類から成るもの		
**		6項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。)					6 項又は第 5 9. 0 7 項の織物類から製品にしたものに限る。)		
2. 10		衣類 (第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.0			62. 10		衣類(第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.0		
2. 09					62. 09				
?		[略]			}		[同左]		
2. 01					62. 01				Т
[略]					[同左]				
1. 17		[略]			61. 17		[同左]		
6116. 99					6116. 99				
₹		[昨各]			7		[同左]		
6116. 91					6116. 91				
		[ 昨					[同左]		
	269			KG			手袋以外のもの	PR	
				KG				PR	
	261	編み上げたもの	PR	KG		261		PR	,
		手袋のもの					手袋のもの		
ľ	202	その他のもの	I IX	KO		202	その他のもの	110	
	252			KG			ーーーー 縫製したもの	PR	
	251		DD	KG		251	編み上げたもの	PR	,
							でい他のもの プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
		その他のもの				104	一一その他のもの	PR	
							編み上げたもの 総製したもの	PR	
=	165	<u></u> 手袋以外のもの	PR	KG			手袋以外のもの		
	162			KG		162	縫製したもの	PR	
		編み上げたもの		KG			ーーーー編み上げたもの	PR	
		手袋のもの					手袋のもの		
		その他のもの					その他のもの		
	152	維製したもの	PR	KG		152	維製したもの	PR	
	151	編み上げたもの	PK	KG		151	編み上げたもの	PR	

	その他のもの					その他のもの		
	<u></u> 人造繊維製のもの				<u>210</u>	人造繊維製のもの	N	<u>O</u>
211	ガウン (医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のも							
	<u>のに限る。)</u>	<u>NO</u>	KG					
212	防護服(上下一体の全身用の衣類に限る。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
219	その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
290	その他のもの	NO	KG		290	その他のもの	N	О
6210. 20				6210.20				
₹	[略]			>		[同左]		
6210.50				6210.50				
2. 11				62.11				
₹	[略]			₹		[同左]		
32. 17				62.17				
[略]				[同左]				
	[略]					[同左]		
33. 01				63.01				
₹	[略]			₹		[同左]		
33. 06				63.06				
63. 07	その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る			63.07		その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る		
	。)					。)		
6307.10	[略]			6307.10		[同左]		
6307. 20	[略]			6307.20		[同左]		
6307.90	- その他のもの			6307.90		-その他のもの		
	<u>綿製のもの</u>				010	<u>綿製のもの</u>		
<u>011</u>	<u>マスク</u>	<u>NO</u>	KG					
019	その他のもの		KG					
	その他のもの					その他のもの		
021	絹製のもの(長方形(正方形を含む。)以外の形状に単に裁断し				021	絹製のもの(長方形(正方形を含む。)以外の形状に単に裁断し		
	たものに限る。)	NO	KG			たものに限る。)	N	О
	その他のもの				029	<u>その他のもの</u>		
	<u> マスク</u>							
022	N95マスク(米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けた							

		ものに限る。)_	NO KG				
	<u>023</u>	その他のもの	NO KG				
	029	その他のもの	KG				
		[略]				[同左]	
63.08				63.08			
?		[略]		?		[同左]	
63.10				63.10			
[略]				[同左]			
70.01				70.01			
₹		[略]		₹		[同左]	
70.04				70.04			
70.05		フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有		70.05		フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有	
		するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く				するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く	
		。)				。)	
7005. 10		- 金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を		7005. 10		- 金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を	
		有するもの				有するもの	
	010	無反射層を有するもの	SM		010	無反射層を有するもの	S
		その他のもの			090	その他のもの	5
	<u>091</u>	-厚さが5ミリメートル以下のもの	<u>SM</u>				
	099	<u>その他のもの</u>	<u>SM</u>				
		[略]				[同左]	
7005.21				7005. 21			
>		[略]		₹		[同左]	
7005.30				7005.30			
70.06				70.06			
₹		[略]		₹		[同左]	
70.20				70. 20			
[略]				[同左]			
84. 01				84.01			
}		[略]		₹		[同左]	
84. 42				84. 42			
84. 43		印刷機 (第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ		84. 43		印刷機(第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ	

		ーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及					一ネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及		
		びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及					びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及		
		び附属品					び附属品		
		[略]					[同左]		
8443.11					8443.11				
>		[略]			>		[同左]		
8443. 19					8443.19				
		- その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかない					- その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかない		
		かを問わない。)					かを問わない。)		
8443.31		[略]			8443.31		[同左]		
8443.32		[略]			8443.32		[同左]		
8443. 39		その他のもの			8443.39		その他のもの		
	<u>010</u>	<u>複写機</u>	NO	<u>KG</u>			複写機		
						011	デジタル式の複写機		<u>NO</u>
						019	その他のもの	NO	<u>KG</u>
	090	その他のもの	NO	KG		090	その他のもの	NO	KG
		[略]					[同左]		
8443.91		[略]			8443.91		[同左]		
8443.99		[略]			8443.99		[同左]		
84. 44				8	84. 44				
₹		[略]			}		[同左]		
84.87				8	84. 87				
[略]					[同左]				